

会 議 録（要 旨）

| | |
|---|---|
| 会 議 名 | 武蔵村山市緑化審議会（第2回） |
| 開 催 日 時 | 平成26年 11月27日（木） 14時20分 ～16時00分 |
| 開 催 場 所 | 市民会館（さくらホール）遊戯室 |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | 出席者： 宮林茂幸委員 山下博史委員 布田傑委員 瀬上和恵委員 田中博美委員 欠席者： 吉田 豊委員 高橋勇治委員 網代準一委員 |
| 議 題 | 議題1 保存樹林等奨励金について 議題2 グリーンヘルパー制度進捗状況について 議題3 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | <p>議題1について： 保存樹林等奨励金について</p> <p>保存樹林等奨励金について緑化審議会委員により審議、検討を行った結果、下記のとおり交付の対象および奨励金の額について決定する。</p> <p style="text-align: center;">保 存 樹 林</p> <p>① 1㎡につき128円（現在交付額の維持）</p> <p>② 都市計画税及び固定資産税の滞納のない方。（規則等変更） 10年以上維持管理が出来る方。（規則等変更）</p> <p>③ 地権者に対し樹林地を市民公開出来るよう整備に向けての協議を行う。</p> <p style="text-align: center;">保 存 樹 木</p> <p>① 1本につき4,500円（現行交付額の維持）</p> <p>② 都市計画税及び固定資産税の滞納のない方。（規則等変更）</p> <p>③ 10年以上維持管理が出来る方。（規則等変更）</p> |

生け垣をなす樹木の集団（保存生け垣）

- ① 指定基準として道路に面し、かつ、概ね1 m以上の高さがあり、その長さが、概ね、7 m以上連続しているもので、長さが50 m以下のもの 1 mにつき300円（現交付額の維持）
- ② 長さが50 mを超えるもの 1 mにつき150円（現行交付額の維持）
- ③ 都市計画税及び固定資産税の滞納のない方。（規則等変更）
- ④ 10年以上維持管理が出来る方。（規則等変更）

※ ①にある道路とは、次の（1）～（3）のいずれかに該当するもの

- （1）公道
- （2）私道のうち、起点及び終点が公道又は幅員が4 m以上ある袋小路でない私道に接するもの。
- （3）私道のうち、幅員4 m以上でかつ延長が20 m以上の袋小路のもの。

新規生け垣の設置、ブロック塀等撤去

- ① 新規で7 m以上の生け垣を設置する方（1回限り）
- ② 新規生け垣1 mにつき3,000円を助成（限度額21,000円）
- ③ 10年以上にわたり、維持管理が出来る方。（協定期間10年）
- ④ 生け垣を設置するに当たり、既存の塀を撤去する場合、1 mにつき最大下表の助成額を撤去費用として交付する。

撤去する塀の種類

石積み塀（裏込めコンクリートを含む、）コンクリートブロック塀
助成額 3,000円/m 限度額 90,000円

万年塀 空石積み塀 板塀
助成額 2,000円/m 限度額 60,000円

金網塀及び市長が特に塀と認めるもの
助成額 300円/m 限度額 90,000円

次回、第3回緑化審議会においても継続審議し、平成27年度についても、改正にともなう規定の整備についても改正案を緑化審議会へ提出し、審議を行っていくことで承認をいただく。

議題2について

武蔵村山市グリーンヘルパー制度進捗状況について

平成26年度武蔵村山市グリーンヘルパー育成講座実施報告事項

【実施期間】

平成26年7月1日（火）～平成26年11月19日（水）

【講習概要】

コース名 1 樹木コース 2 園芸コース

募集人数 20人

募集対象 市内在住・在勤及び市内でみどりの保護育成活動を
されていて、市が指定する次の講座を全て受講できる方。

募集方法

- ① 市報（6月1日号）募集期間 6月2日～6月16日
- ② ホームページ。

実施日等

- ① 緑の保護育成講座（樹木・園芸コース共通講座）
平成26年7月1日（火） 7月3日（木）
両日合計参加人数21人
- ② 救命救護講座（樹木・園芸コース共通講座）
平成26年7月29日（火） 両日合計参加人数21人
- ③ 剪定基本技術講座
平成26年11月19日（水） 参加人数16人
- ④ 園芸基本技術講座
平成26年11月5日（水） 参加人数12人

講習概要

- ① 緑の保護育成講座

樹木の基礎的な構造や緑の効果・効能を学ぶ。樹木診断・点検のポイントを学ぶ。（2日間 計9時間）会場：市役所及び大南公園、菖蒲園。

| | |
|--|--|
| | <p>② 救命救護講座</p> <p>心肺蘇生や止血法、屋外での応急処置等を学ぶ。(1日間4時間)会場：市民会館</p> <p>③ 剪定基本技術講座</p> <p>樹木剪定等の基礎技術を学ぶ。(1日間6時間)会場：大南地区会館及び大南公園</p> <p>③ 園芸基本技術講座</p> <p>実習を通じて園芸の基本技術・知識を学ぶ。(1日間6時間)会場：市役所及び三本榎公園</p> <p>受講料については、すべて公費。</p> <p>武蔵村山市グリーンヘルパー育成講座実施計画について</p> <p>今後の実施計画としては、平成27年度に2級講座実施。平成28年度に1級講座実施。平成29年度以降に3級講座を実施する予定で決定する。</p> <p>議題3 その他</p> <p>武蔵村山市グリーンヘルパー認定バッジについて、デザイン2案の武蔵村山市の市章をかたどったデザインに決定する。</p> |
| <p>審議経過</p> <p>(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>事務局</p> | <p>◇ 開 会 開会の挨拶 (堂垣道路公園課長)</p> <p>◇ 挨 拶 (堂垣道路公園課長)</p> <p>議題1 保存樹林等奨励金について</p> <p>(説明者 叶野主任)</p> <p>事務局よりの資料説明は以下のとおり。</p> <p>まず、初めにお手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>資料1-1から1-3保存樹林等奨励金制度の見直し案についてが、3ページ。</p> <p>資料1-4、今回の第2回緑化審議会に御審議をしていただく項目が1ページ。</p> |

資料 2 - 1 から 2 - 4 武蔵村山市生垣設置事業補助金交付要綱（案）が、4 ページ。

以上が、委員の皆様事前に送付させていただいた資料となる。

また、事前に資料送付していなかったが、参考資料として各市の状況（樹林・樹木・保存生垣・新規生垣の設置、ブロック塀等撤去）の資料を配布させていただいた。

以上が、第 2 回緑化審議会資料となる。

では、資料にそって、御説明させていただく。

資料 1 - 1 から 1 - 3 保存樹林等奨励金見直し案についてをご覧ください。

こちらにまとめさせていただいた内容は、記載のとおりであるが、第 1 回緑化審議会にて審議、検討をし、決定に至った結果と、まだ、決定に至っていないものを、項目別に明記させていただいた。

続いて、資料 1 - 4 をご覧ください。

記載のとおりであるが、今回の第 2 回緑化審議会にてご審議をいただく項目になる。

樹林、樹木、生垣の 3 つの分野についての交付額の決定について、また、現状の奨励金制度にはない、新規制度（新規生垣の設置、ブロック塀等撤去）の基準の設定および、奨励金の設定等について、ご審議をしていただき、決定をしていただきたい。

また、各奨励金について審議、決定するにあたり、参考資料として、各市の状況（樹林、樹木、保存生垣、新規生垣の設置、ブロック塀等撤去）について、提示をさせていただいた。

ご参考をしていただき、ご審議をしていただきたい。

続いて、資料 2 - 1 から 2 - 3 武蔵村山市生垣設置事業補助金交付要綱（案）についてをご覧ください。

こちらの資料については、第 1 回緑化審議会に提案し、審議後、決定した内容のものを、要綱（案）として作成にしたものになる。

以上が、資料 1 - 1 から 1 - 4。資料 2 - 1 から 2 - 4 について、簡単ではあるが御説明させていただいた。

以上で、説明を終了。

これからの議題に対する発言については以下の表記を用いる。

★ 審議会会長発言 ○ 審議会委員発言 ● 事務局職員発言

会 長

★ 事務局から、前回の第1回緑化審議会にて決定した内容の項目と、まだ、決定していない項目を整理して説明があった。内容については、以下のとおり。

交付額の決定について

《 樹林・樹木・生け垣 》

- ① 保存樹林についての現行の交付額、1㎡につき128円から増額する場合、幾らに設定するのか。
- ② 保存樹木についての現行の交付額、1本につき4,500円から増額する場合、幾らに設定するのか。
- ③ 保存生け垣についての現行の交付額、1mにつき300円から増額する場合、幾らに設定するのか。（長さ50m以内）
- ④ 保存生け垣についての現行の交付額、1mにつき150円から増額する場合、幾らに設定するのか。（長さ50mを超えるもの）

《 新規生け垣設置・ブロック塀等撤去 》

- ⑤ 新規生け垣1mにつき3,000円を助成（限度額9,000円）と設定。新規で7m以上の生け垣を設置する方（1回限り）と定めている。

7mが最低基準。1mにつき3,000円の助成と限度額9,000円の関連について。限度額を21,000円とするのか。

- ⑥ 金網塀及び市長が特に塀と認めるもの
助成額 300円/m（限度額 30,000円）

| | |
|-----|---|
| | <p>助成額のm単価にて限度額30,000円となると金網堀100mまでとなるが、長すぎるのでは。妥当な長さは。</p> <p>⑦ 新規生け垣の高さの基準設定。</p> <p>以上、7項目が審議対象となる。まず、1項目の審議項目、【保存樹林の奨励金額について、現状維持の128円にするのか、増額にするのかについて】、委員の皆さんのご意見は。</p> |
| 委員 | <p>○ 単価基準の設定当時も、各近隣市の金額に近い単価を設定していると思うが、各近隣市の奨励金状況の参考資料の提示が、事務局よりあったが、約8市の1平方mについての単価と比較してみると、武蔵村山市の1平方mの単価128円は、高い基準だと認識した。第1回目では、増額を検討するとなっていたが、各近隣市の平均は、100円以下の設定となっている。各市の基準や制度の違いはあるにせよ、単価128円から増額は、財政当局に提示する根拠がないように感じる。各市も、単価基準の見直しをおこなっているのか。</p> |
| 事務局 | <p>● 各市の現在、ホームページ等で開示をしている条例規則や奨励金、補助金等の資料で作成しているため、各市に奨励金等見直し経過については、あえて状況調査を行っていない。</p> |
| 委員 | <p>○ 武蔵村山市では、奨励金についての見直しは過去におこなっているのか。</p> |
| 事務局 | <p>● 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱は、昭和61年に訓令されている。平成4年7年8年14年に改正されている。過去に奨励金の見直しを行っているかについて調べないとわからないが、見直しは行っていないと思う。</p> |
| 事務局 | <p>● こちらの各市の状況の資料については、純粹に保存樹林の奨励金の指定の基準、奨励金単価の部分だけを抜粋している。昭島市や福生市、あきる野市などは、公開樹林や宅地介在山林等</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>に対して、奨励金制度とは別な制度として、固定資産税、都市計画税の80%、または90%免除等している自治体もある。</p> |
| 事務局 | <p>○ 多分、こちらの資料の基準や奨励金単価については、公開樹林や山林等の指定されているもの以外の単価になっているのではないか。純粹に保存樹林として。</p> |
| 委員 | <p>● 昭島市や福生市やあきる野市のような、公開樹林、宅地介在山林を市が指定し、公開をしているものについては、所有者にかかる税金の部分に関して減免を行っている。保存樹林のみの指定については、奨励金の単価基準が低いのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>○ 保存樹林としての各市との単価比較では、武蔵村山市の単価は、突出して高いが、公開樹林として指定し、所有者の税額減免しているものではないという考え方で単価設定だと思う。</p> |
| 会長 | <p>★ 現在、武蔵村山市では対象樹林地を公開樹林としての考えはあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>● 第1回緑化審議会で発言をしましたが、現在、樹林地については、大南地区に1, 117㎡の1件のみである。奨励金額は、約年額14万位である。土地所有者にかかる納税額は、約60万位である。納税額に対する奨励金額の割合は、約4分の1位になる。今回の議題については、保存樹林の単価についてであり、公開樹林については、別の制度化をしなくてはならない。樹林地の減免制度とは別に、緑化審議会として、市民公開をすることで決定とするならば、今後の行動として、土地所有者に意向を伺い、公開樹林として市が管理をし、整備や維持について検討し、第3回の緑化審議会に具体的な案を提示したいと考えておりますが、現在の制度の維持と言うことであれば、今回の資料で示している奨励金額の決定のみとなります。</p> |
| 会長 | <p>★ 奨励金額は、現状維持と言う方向になりますね。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>○ 奨励金額の増額については、各市の基準や制度の違いはあるが、武蔵村山市の単価を比較すると他市より高いため、現実的に単価増額は厳しいと感じる。樹林所有者は維持管理や納税に費用がかかるが、奨励金額については、現状維持が妥当であると思う。</p> |
| 委員 | <p>○ 所有者からすれば、現行の制度より、公開樹林に指定をしてもらったほうが、かなりのメリットがあると感じる。税金の免除や維持管理、クレーム対応等、市がやってくれるのであれば。しかし、市民が立ち入ることでの弊害等、また、10年の指定期間、所有者へのしぼりがあり、リスクもあるが、いずれにせよ、メリットのほうが、大きいと感じる。</p> |
| 事務局 | <p>● 市民公開になった場合には、維持管理は市になりますが、手入れ等の実技講習等の場として、グリーンヘルパーとの連携を持って、やって行くのが理想と考えている。</p> |
| 委員 | <p>○ 樹林地の所有者にだけ、税金を免除をして、管理全般も市が行うとなると、市民からすれば不公平感を感じる人もいるかもしれない。</p> |
| 会長 | <p>★ やはり、みどりは社会的共通財産として、地権者の所有物ではあるが、地域の財産として、みんなで守って行こうとすることが大事である。</p> |
| 会長 | <p>★ 審議①番の結論としては、奨励金額については、現状維持。新たな制度化は必要だが、市民公開された樹林地については、所有者の意向にもよるが、公開に向けた交渉をしていただき、その際には、固定資産税等の免除をして、10年間の指定を結ぶ形で行くこと。維持管理は、市と市民が協働で行う。このような形になるだろうか。しかし、市民公開に指定された際には、現行の保存樹林奨励金制度から外れること。これらの内容の決定で、委員の皆様、いかがか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | ○ 異議なし |
| 会長 | ★ 次に、2項目の審議項目、【保存樹木についての現行の交付額、1本につき4,500円から増額する場合、幾らに設定するのかについて】、委員の皆様の意見はいかがか。 |
| 委員 | ○ 現在の奨励金の指定の本数と奨励金額合計は。 |
| 事務局 | ● 指定本数は、111本。奨励金額の合計は、約50万位である。 |
| 委員 | ○ 樹木については、剪定等が出る落葉や枝の処理等が所有者の負担になるわけであるが、今後、武蔵村山市では、ごみの有料化になる予定で、所有者からすれば、維持管理等の費用がかさむことが予想されるが。 |
| 事務局 | ● ごみの有料化については、まだ、決定してはいませんが、平成30年度を目途に実施予定である。確かに、現状は処理の枝や落葉は一般ごみで出せていると思う。ただ、指定樹木については、高さが10m以上の周囲が1,5以上の樹木になるため、剪定については、個人の処理では、難しい部分があり、剪定業者にてやっていただいていると思います。 |
| 委員 | ○ いずれにせよ、剪定費用の維持管理はかなり高額になるため、みどりの保護育成のために、奨励金額の増額は検討する必要がある、今回の審議項目になっているのでは。 |
| 事務局 | ● おっしゃるとおりだが、樹林地の奨励金額については、現状維持で決定しており、樹木について増額するのは、その根拠を示す材料が必要となりますが。 |
| 委員 | ○ 各近隣市の状況の奨励金額と比較すると、武蔵村山は、平均額の上になっている状況であるし、各近隣市の自治体のごみの有料化については、ほぼ、実施している状況である。武蔵村山市 |

| | |
|--------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>の奨励金額が、他市に比べるとごみの面も含め、悪い条件ではないように思えるが。</p> <p>★ ごみの有料化については、まだ先になるとのことで、現状の奨励金額については、4, 500円の現行金額の維持をし、増額については、樹林の同じく増額はなしということで、委員の皆様いかがか。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>○ 異議なし</p> |
| <p>会 長</p> | <p>★ 審議②番の結論としては、現状の奨励金額については、4, 500円の現行金額の維持をし、増額については、樹林の同じく増額はなしということで決定します。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>★ 次に、3項目の審議項目、【保存生け垣についての現行の交付額、1mにつき300円から増額する場合、幾らに設定するのか（長さ50m以内）について】、委員の皆様の意見はいかがか。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>★ 武蔵村山市の保存生垣の長さの総合計は、いくらか。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>● 奨励金発生長さ合計数は、4, 778mである。内訳として指定長さ50m以内については、4, 119m。50mを越える部分は、659mである。奨励金額の合計は、約130万である。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>○ 指定基準は、高さ1m以上、長さ10m以上になっているが第1回の審議会の決定で、平成28年度に指定期間の開始（平成28年3月31日で指定期間の5年間で終了*平成27年度分）の際は、指定基準の長さは、7mに変更になるんですね。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>● おっしゃるとおりである。先ほどの発言した内容の数字については、平成25年度現在のものになります。平成28年度の際には、10mから7mに変更になるため、指定される生け垣の対象が増加することが予想される。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | ★ 指定基準の長さが、7 mに変更されることもあり、指定対象が増加の予想とのことで、樹林や樹木と同様に、奨励金単価は現行の300円で決定し、増額はしないということになるかどうかと思うが、委員の皆さん、いかがか。 |
| 委 員 | ○ 異議なし。 |
| 会 長 | ★ 審議③番の結論としては、指定基準の長さが、7 mに変更。指定対象が増加の予想とのことで、樹林や樹木と同様に、奨励金単価は現行の300円で決定し、増額はなしと決定します。 |
| 会 長 | ★ 次に、4項目の審議項目、【保存生け垣についての現行の交付額、1 mにつき150円から増額する場合、幾らに設定するのか。（長さ50 mを超えるもの）について】、委員の皆様の意見はいかがか。 |
| 委 員 | ○ 審議③番の結論を現行額の維持。増額はなしとしているので、指定基準の長さ（長さ50 mを超えるもの）についても、増額変更にする理由はないので、現行額の1 mにつき150円で現状維持。増額はなしと結論付けるのが、良いのでは。 |
| 会 長 | ★ 他の委員の皆さん、御意見はありますか。 |
| 委 員 | ○ 異議なし。 |
| 会 長 | ★ 審議④番の結論としては、指定基準の長さが、7 mに変更。指定対象が増加の予想とのことで、指定基準の長さ（長さ50 m以内のもの）についてと同様に、奨励金単価は現行の150円で決定し、増額はなしと決定します。 |
| 会 長 | ★ 次に、5項目の審議項目【新規設置生け垣・ブロック塀等撤去。新規生け垣1 mにつき3,000円を助成（限度額9,000円）と設定。新規で7 m以上の生け垣を設置する方（1回限り）と定めている。7 mが最低基準。1 mにつき3,000円の助成と限度額9,000円の関連について。限度額を2 |

| | |
|------------|--|
| | <p>1,000円とするのか】について、委員の皆さん、ご意見はありますか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ 7mが最低基準であるのであれば、1mにつき、3,000円を助成を設定してる以上、限度額については、9,000円ではなく、21,000円に設定するのが、通常ではないか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>★ 他の委員の皆さんの、御意見は。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ 異議なし。</p> |
| <p>会長</p> | <p>★ 審議⑤番の結論としては、【新規生け垣1mにつき3,000円を助成（限度額9,000円）と設定。】については、限度額を9,000円ではなく、21,000円に設定として決定します。</p> |
| <p>会長</p> | <p>★ 次に、6項目の審議項目、【金網塀及び市長が特に塀と認めるもの助成額 300円/m（限度額 30,000円）助成額のm単価にて限度額30,000円となると金網塀100mまでとなるが、長すぎるのでは。妥当な長さは。】について、委員の皆さん、ご意見はありますか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ 金網塀というのは、ブロックの上にネットフェンスがしているものですね。確かに100mは長いですが、必要長さか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>● おっしゃるとおりである。金網塀の長さについては、間口が15m以上あり、四方が15m以上あると、100m相当にはなると思うが、ただ、奨励金の指定基準では、公道に面していないといけないという条件になる。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ 金網塀の限度の長さを100mと仮に設定すると、（石積み塀（裏込めコンクリートを含む、）コンクリートブロック塀の限度の長さは、30mに設定し、決定している。また、万年塀 空石積み塀 板塀の限度の長さも、30mに設定し、決定している。金網塀の長さのみ、100mに設定するのは、各種の塀を所有している</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>市民の方においては、他の塀との整合性が図れなく、不公平に感じると思う。他の委員の意見はいかがか。</p> |
| 委員 | ○ 確かに、そのような意見は市民の方は当然感じると思うので、他の塀と同様に、同じく、30mの設定にするのが良いのでは。 |
| 事務局 | ★ 私も同感に思います。30mの設定でよろしいかと思うが、他の委員は、いかがか。 |
| 委員 | ○ 異議なし。 |
| 会長 | ★ 審議⑥番の結論としては、【金網塀及び市長が特に塀と認めるもの助成額 300円/m（限度額 30,000円）助成額のm単価にて限度額30,000円となると金網塀100mまでとなるが、長すぎるのでは。妥当な長さは。】については、長さを30mに設定。また、限度額を9,000円に設定をするに決定します。 |
| 会長 | ★ 次に、7項目の審議項目、【新規生け垣の高さの基準設定の設定について】、委員の皆さん、ご意見はありますか。 |
| 事務局 | ● 各市の生垣の高さの基準については、低い所で、0.6m。高い所で2m以上となっています。現行の保存生垣についての武蔵村山市の基準については、公道に面し、高さがおおむね1m以上となっている。 |
| 委員 | ○ 現行の保存生垣の基準に合わせて、新規生垣設置の高さについても、同様におおむね1mで良いのでは。 |
| 委員 | ○ 異議なし |
| 会長 | ★ 審議⑦番の結論としては、【新規生垣設置の高さの基準設定について】は、現行の保存生垣同様におおむね1mの設定で決定します。 |

| | |
|--------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>★ 続いて、資料 2-1 から 2-4 の【武蔵村山市生垣設置補助金事業交付要綱（案）】および、【指定基準とする道路の考え方について】になるが、委員のみなさま、御意見はありますか。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>● 初めに、事務局よりこの件について説明をさせていただく。今回、新規生垣設置、ブロック塀等設置を御審議をいただき、決定をした課程で、案をして、武蔵村山市生垣設置事業補助金交付要綱を作成しました。この要綱は、あくまで、審議して決定した内容をあてはめると、このような要綱になるのではと考え、作成をしたものである。要綱（案）を審議をしていただくためではありませんので、ご了承をしてください。また、この要綱のほか、今回、ご審議をした内容のもと、見直し案への変更に伴い「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例」「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例規則」「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱」全ての一部改正が必要になる。逐時、緑化審議会に諮り、審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いをする。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>○ 異議なし</p> <p>議題 2 について</p> <p>武蔵村山市グリーンヘルパー制度進捗状況について (説明者 比留間主任)</p> <p>事務局よりの資料説明は以下のとおり。</p> <p>議題 2 グリーンヘルパー制度の進捗状況等についてご説明させていただきます。資料 3-1 「武蔵村山市グリーンヘルパー 3 級育成講座実施報告書」をご覧ください。この資料については、平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 11 月 19 日までの樹木コース 4 日間、園芸コース 4 日間の全講座の実施報告書である。今回この資料等をもとに、二件についてを審議していただきました</p> |

い。一件目は、【来年度グリーンヘルパー3級を募集するのか】。二件目は、【バッチのデザインの決定】である。

続いて、講習概要をご覧ください。募集人数20名に対して22名の申し込みがあった。応募方法は市報6月1日号及びホームページで行う。

実施日については、共通講座の緑の保護育成講座7月1日、7月3日の二日間で9時間行う。

同じく、共通講座の救命救護講座は、7月29日に3時間行う。さらに、樹木コースと園芸コースに分かれ、樹木コースの剪定基本技術講座は11月19日学科実習合わせて4時間30分行う。園芸コースの園芸基本技術講座では11月5日学科実習合わせて4時間行う。

そして今現在グリーンヘルパー登録申請書が樹木コース延べ16名、園芸コース延べ12名提出され、計20名の3級グリーンヘルパーが誕生する。うち園芸コース、樹木コースの両方の資格を持つ3級グリーンヘルパーが8名になる。

次にアンケート集計結果を報告する。「資料3-2 武蔵村山市グリーンヘルパー3級育成講座アンケート結果」をご覧ください。

続いて、資料4の「グリーンヘルパー3級育成講座終了後からの流れ」をご覧ください。

グリーンヘルパー3級育成講座全終了後、同日に、3級登録について説明し20名の方が登録申請書を提出した。さらに、グリーンヘルパー2級育成講座の説明（講座費用や交通費が自己負担になることも含めて説明。）その後、アンケートを行う。

その後、平成27年1月にグリーンヘルパー3級登録証及びバッチを配布する予定。バッチのデザインについては、のちほど決めていただきたい。

次の予定が平成27年2月頃グリーンヘルパー2級育成講座仮申請（ある程度の枠と日程を東京都公園協会等と調整し確保する。）

平成27年2月～3月頃グリーンヘルパー2級育成講座の受講者募集をグリーンヘルパー3級取得者対象に行う。平成27年3月頃グリーンヘルパー2級育成講座受講者数決定。平成27年4月頃グリーンヘルパー2級育成講座本申請及び、グリーンヘルパー2級受講者決定通知書を配布する予定。

そこで、今回審議していただくグリーンヘルパー3級を平成27年度も平成26年度同様募集するので、「資料5 武蔵村山市グリーンヘルパー育成講座実施計画シミュレーション（案）」をご覧ください。これは、平成27年度グリーンヘルパー3級の募集を行った場合と、行わない場合を想定した資料となる。平成25年度の緑化審議会でも多少ふれてはいるのが、改めて確認も含めご審議していただきたい。

最後に、バッチのデザインであるが、参考資料をご覧ください。デザインの1～3まであるので、ご審議いただきたい。

以上、グリーンヘルパー制度の進捗状況等である。

以上で、説明を終了。

これからの議題に対する発言については以下の表記を用いる。

★審議会会長発言 ● 審議会委員発言 ○ 事務局職員発言

会 長

★ 大変沢山の予定人数の受講者があり、好評のうち、3級グリーンヘルパー育成講座が終了したとのこと。事務局の職員については、準備段階から、数多くの苦労があったと思う。これだけの多くの講座をやるのは大変だったと察する。大変御苦勞様であった。そのかいがあり、受講者からのアンケートでも、前向きな意見があり、満足度も高かったと思う。公園協会協力の講座の先生方の意見はどうだったのか。

事 務 局

● 公園協会の先生方も、このような市民向けの受講講座をするのは、初めてのこともあり、有意義な意見をいただいた。

会 長

★ 今回の審議する項目の1件目、【グリーンヘルパー3級を平成27年度も平成26年度同様募集するのか】とのことであるが、先ほど、事務局より「資料5 武蔵村山市グリーンヘルパー育成講座実施計画シミュレーション（案）」の説明があったが、私自身の考えでは、単年度ごとに、平成27年度は2級講座。平成28年度は、1級講座を開催して、その中で、ゆとりを持ちながら内

| | |
|-----|---|
| | <p>容をしっかりと決定をしていき、指導者を育成していくほうが、良いと思う。ですので、グリーンヘルパー3級については、1級が誕生しての、次年度の平成29年度から、新たに募集をして、みどりに関心がある方を増やして行ければ良いのではないかと思います。他の委員の意見はいかがか。</p> |
| 委員 | ○ 異議なし |
| 会長 | <p>★ それでは、審議する項目の1件目、【グリーンヘルパー3級を平成27年度も平成26年度同様募集するのか】については、平成27年度はグリーンヘルパー3級は募集せず、単年度ごとに、平成27年度は2級講座。平成28年度は、1級講座を開催し、グリーンヘルパー3級については、平成29年度以降に募集予定で決定する。</p> |
| 委員 | ○ 一点、資料の内容での質問だが、受講参加人数が樹木、園芸両コースで、20名の募集であったが、受講者が21名の記載であった。理由を聞きたい。 |
| 事務局 | ● 参加募集数が、22名であり、余剰2名の参加者をお断りせず、予算の範囲で行うことで問題がなかったため、余剰の2名も参加させたが、実際には、21名の参加であった。参加後の離脱者を想定している部分もあった。 |
| 委員 | ○ 仮定の話だが、30名募集が来たら、抽選になるのか、選考になるのか、を含め、初めて行う受講講座であった訳だが、その辺の部分についても、今後の講座の開催での問題として整理しておく必要がある。 |
| 事務局 | ● 承知しました。 |
| 委員 | ○ 先日、市民の方から、三本榎史跡公園での園芸コースで行った花壇づくりの花が、素晴らしくて、バス停の待ち時間の癒しになっているとの感謝の言葉を近所の市民からいただく機会があった。この場を借りて、感謝の弁を伝える。 |

| | |
|-------|---|
| 会 長 | ★ 大変、結構なことだと思う。この講座の様子や花壇の写真は広報はしているのか。 |
| 事 務 局 | ● 12月1日付市報に掲載。市の公式ホームページのトップ画面にも掲載。市のフェースブックにも掲載しています。 |
| 会 長 | ★ 良いと思います。これらの活動について、環境省とかに、報告書を作成し、提出されてはどうか。1級グリーンヘルパー誕生までをまとめたものを。補助金が出るかはわからないが、表彰されるのでは。 |
| 事 務 局 | ● 提出に向け、検討していきたいと思う。 |
| 会 長 | ★ もう1件の審議項目の【バッチのデザイン】であるが、事務局からの参考資料をご覧いただき、デザインの1～3まであるデザインの中から決定したいが、委員の皆さんの採決を取ります。 |
| 委 員 | ○ 前回の第1回緑化審議会で、委員の発言があった市章をかたどったデザインについては、その使用については、関係部署への確認を行ったのか。 |
| 事 務 局 | ● 武蔵村山市市章等使用承認事務取扱要綱を確認したところ、使用については、問題がなかった。 |
| 会 長 | ★ デザインについては、挙手にて採決を取ります。 |
| 会 長 | ★ デザインについては、市章をかたどったデザイン2案が多数ということで、決定します。 |
| 会 長 | ★ 議題3 【その他】ですが、委員の皆様、事務局の方から、何かありますか。 |
| 委 員 | ○ グリーンヘルパー育成講座については、事務局は大変ご苦労様であった。引き続き、頑張っていたきたい。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | ● まだ、正式な決定ではないが、次年度から、組織改正により道路公園課より環境課に公園緑地グループ係が異動する予定である。 |
| 会長 | ★ ほかになければ、次回会議の日程等、事務局から願います。 |
| 事務局 | ● 次回の武蔵村山市第3回緑化審議会の開催については、1月下旬から2月上旬を予定している。宮林会長と事務局のほうで日程の調整をさせていただき、改めて、委員の皆様へ開催のお知らせの通知をしたいと考えておりますので、よろしく願います。 |
| 会長 | ★ ほかになければ、これで、平成26年度第2回緑化審議会を閉会したいと思います。委員の皆様、御苦労さまでした。 |
| 散 会 | |

| | | |
|-----------------|---|----------|
| 会議の公開・ 非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 [] | 傍聴者： 0 人 |
|-----------------|---|----------|

| | |
|------------------|---|
| 会議録の開示・ 非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：) |
|------------------|---|

| | |
|-------|-----------------------|
| 庶務担当課 | 都市整備 部 道路公園 課（内線：262） |
|-------|-----------------------|

（日本工業規格A列4番）